

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の決定に伴う県立学校における
部活動の取扱いについて（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、県立学校においてはオミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症が急速に拡大している状況であり、同一の部活動内での複数感染の事例も報告されているところです。

そのような中、国は1月19日（水）に、本県のまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

今回の特別措置の適用は1月21日（金）からとなりますが、生徒や教職員の感染拡大を抑止するため、部活動については措置の適用に先立ち下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

生徒の進路実現や高校入試の準備に向け、児童生徒及び教職員の安全を確保し、教育活動を継続していくため、この通知を踏まえた感染対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、今回の点を含め変更の可能性があります。

記

1 活動日数等

週休日及び休日の活動	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
禁止 (活動は平日の週4日以内)	禁止	禁止

- (1) 上記の活動日数や時間によらず、可能な限り活動を自粛すること。なお、可能な限りの感染対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、活動を中止すること。
- (2) 全国大会や関東大会（及びその予選会）やコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、大会開催初日（長期に渡るリーグ戦による大会の場合は試合当日）の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。ただし、上記における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校との活動は行わない。
- (3) 大会等へ出場する場合の平日4日の範囲を超える活動を行う生徒の人数については、必要最小限とすること。
- (4) 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

- (5) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- (6) 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。
また、学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。さらに、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。
- (7) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。
- (8) 県外で行われる全国大会や関東大会等に参加する場合は、PCR検査又は抗原定性検査を可能な限り受検してから参加すること。(PCR検査等の受検についての情報は別途通知します。)

2 留意事項

- (1) コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動すること。
- (2) 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- (3) 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わないこと。
- (4) 特に屋内競技や室内での活動については、常時換気することを徹底し、大声を出す活動を行わないこと。また、マスクを外しての活動を極力少なくすること。
- (5) 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底すること。
- (6) 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。
- (7) 水分補給での感染防止対策を徹底すること。
- (8) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- (9) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。(参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行わない。)
- (10) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクールについては、特に慎重に検討すること。

3 対応期間

令和4年1月20日（木）～令和4年2月13日（日）

※ ただし、今後の感染状況や、まん延防止等重点措置の適用期間の変更等により、対応期間の変更の可能性があります。

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886